

東京都入札監視委員会 第1回第二監視部会 審議概要

開催日及び場所	令和6年9月6日(金) 都庁第一本庁舎北側16階 特別会議室S6	
委員	(元) 日本大学総合科学研究所客員教授 有川 博 (部会長) (元) 会計検査院官房審議官 飯塚 正史 ※ 公認会計士 片桐 春美 ※ 日本女子大学建築デザイン学部建築デザイン学科教授 平田 京子 計4名(敬称略) ※印の委員はオンラインによる参加	
審議対象期間	令和5年7月1日～令和5年9月30日	
抽出案件計	4件	(備考)
一般競争	2件	
指名競争	2件	
随意契約	0件	
	意見・質問	回答
委員からの意見・質問、それに対する回答等	<b>&lt;議案1&gt; (高額・高落札率・一者入札事案)</b> <b>降雨情報システム再構築工事</b> <b>[一般競争入札]</b>	
	Q 本システムは他の事業にも使えるものではないか。下水道局特有のシステムか。	A 下水道事業の1つの運営上のシステムとして考えている。
	Q ほかの会社が参入できるということだが、質の担保はどう考えているか	A システム自体の信頼性は、メーカーが担保しており、機器を設置する技術はどの者でも持っていると考えている。
	Q 高落札率について、どういった原因かという分析をしているか。	A 公表の段階で一定の価格帯を示している。今回は19億円以上21億円未満という形で公表しており、その価格帯の中で業者が積算したところ、99.95%という結果に着地したと考えている。
	Q 予定価格を価格帯で事前公表するというルールになっているのか。また、1者入札が判明した際、価格帯の事前公表を取り止めることはできるのか。	A 規定通りの運用である。予定価格の価格帯は公告時に示しているため、1者であることが判明した段階で取り消したり何らかを変えたりといったことは困難。
	意見：複数者の参加が想定された中、結果的に1者しか参加がなかったため、可能な範囲で原因分析について工夫いただきたい。	

<p>&lt;議案2&gt; (同一事業者長期継続受注・高落札率・一者入札事案) 金曾沢復旧治山工事 [希望制指名競争入札]</p>	
<p>Q  辞退者の辞退理由についてどのように分析しているか。</p>	<p>A  近接の島で工事を請け負っており技術者や職人を配置することが難しかったのではないかと考えている。</p>
<p>Q  受注者が少ないことを解決するための取組はどうやっているか。</p>	<p>A  計画的な発注や、業者や技術者をいかに育成するかなど中期的な視点で努力している。</p>
<p>Q  談合を避けながら特定の業者が1者入札を回避するという工夫をしていただきたい。</p>	<p>A  発注時期を平準化させて受注機会を均等化するという取組を行っている。</p>
<p>Q  品質担保の取組についてはどうか。</p>	<p>A  適切に調査や成績評価を行っている。</p>
<p>意見:島しょ部における工事の難しさは理解するが、より計画的な工事執行に向け、さらなる努力をしてほしい。</p>	
<p>&lt;議案3&gt; (一者入札・高額事案) 大江戸線練馬変電所変電設備更新工事 [一般競争入札]</p>	
<p>Q  当初発注が不調となった理由は。</p>	<p>A  ヒアリングをしたところ、金額の乖離と監理技術者の確保が難しかったとの理由だった。</p>
<p>Q  不調後の再発注では1者のみの参加となったが、当初発注で参加していたもう1者が参加しなかった理由は分かるか。</p>	<p>A  監理技術者がどうしても確保できなかったと聞いている。</p>
<p>Q  当初発注14億から再発注では20億と随分差がある。当初の14億というのは何か見込み違いがあったのか。</p>	<p>A  機器の見積価格について、当初は最安値で積算していたが、当初発注の不調における金額乖離を踏まえ、再発注では平均値に見直すとともに、搬出入費についてもヒアリング結果を踏まえ、見積を見直した。</p>

	<p>&lt;議案4&gt; (一者入札事案) 交通信号機 更新 (集中式制御機・視覚障害者用・施設更新) 工事[希望制指名競争入札]</p>			
	<p>Q 幾ら希望しても、最終的に辞退してしまうという状況であれば、機械的に10者に絞るのではなく、希望者を全員指名するといったような、分母を増やすといった取組ができないのか。</p>	<p>A 指名基準に基づき、原則10者を選定して入札を行っている。</p>		
	<p>Q 最終的に1者入札が続く、あるいは圧倒的な数が辞退していくようであれば、工夫の1つとして、10者という原則にこだわらずに、希望者をなるべく限定しない工夫も検討いただきたい</p>	<p>A 今後、財務局と連絡を取り合い、改善できるところはしていきたい。</p>		
	<p>Q 1件ごとに別々の工事とするのではなく、交通信号機の製作と施工を分けることで計画的な事業の執行ができるのではないか。</p>	<p>A 交差点ごとに製作する中身が異なっており、他に融通が利かないことや、保存場所の問題がある。</p>		
	<p>Q 共通している部分もあるので、今後、研究をしてほしい。</p>	<p>A 研究をしていきたい。</p>		
	<p>意見：施工と製作を分けることや、指名の母集団を増やすといったことについて検討されたい</p>			
<p>委員会による報告又は意見の具申</p>	<p>議案1から議案4までについて、入札契約手続はルールどおりに運用されているが、個々に付された意見への対応を求める。</p>			
<p>談合情報案件</p>	<p>項 目</p>	<p>工 事</p>	<p>物品・業務</p>	<p>件 数 計</p>
	<p>談 合 情 報</p>	<p>1 件</p>	<p>0 件</p>	<p>1 件</p>
	<p>うち検討結果疑義</p>	<p>0 件</p>	<p>0 件</p>	<p>0 件</p>
<p>委員からの意見・質問、それに対する回答等</p>	<p>意見・質問</p>		<p>回 答</p>	
	<p>&lt;議案5&gt;</p>			
	<p>Q 競争性が高いように見受けられるが、どう推察しているか。</p>	<p>A 普段から人気のある業種であり、同じような事業者の参加意向が高いものと考えている。</p>		

委員会  
による  
報告又  
は意見  
の具申

談合情報処理は規定のルールどおりに行われており、特に意見はない。